

国保連合会とのインタフェースの変更点について

2021年度介護保険制度改正等における都道府県、保険者（市町村等）、及び事業所のシステム改修の対象範囲である国保連合会とのインタフェースの変更点について、現段階で考えられる事項を整理したので、以下のとおり示す。

なお、本資料については、今後順次、内容の追加等して示す予定である。

1. 外部インタフェース仕様（2021年5月以降出力分に対する連合会の対応）

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	2021年5月以降出力分に対する連合会の対応	
				2021年4月以前の情報	2021年5月以降の情報
共通	＝	＝	・コード追加あり	＝	＝
保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者異動連絡票情報 ・受給者訂正連絡票情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・「特定入所者介護サービス 食費負担限度額」を「特定入所者介護サービス 食費負担限度額（施設サービス）」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新1）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 食費負担限度額（短期入所サービス）」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新2）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 居住費（未使用1）負担限度額」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新3）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 居住費（未使用2）負担限度額」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧レイアウトに準じたチェックを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定入所者介護サービスの食費負担限度額に関する項目については、異動年月日が2021年8月1日以降、必要に応じて設定する ・異動年月日が2021年7月31日以前の情報に設定されている場合、旧レイアウトに準じたチェックを行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者情報更新結果情報 ・受給者台帳情報（単票） ・受給者台帳情報（一覧表） ・受給者情報突合情報 ・受給者情報突合結果情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・「特定入所者介護サービス 食費負担限度額」を「特定入所者介護サービス 食費負担限度額（施設サービス）」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新1）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 食費負担限度額（短期入所サービス）」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新2）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 居住費（未使用1）負担限度額」に変更 ・「特定入所者介護サービス 居住費（新3）負担限度額」を「特定入所者介護サービス 居住費（未使用2）負担限度額」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う

区分	インターフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	2021年5月以降出力分に対する 連合会の対応	
				2021年4月 以前の情報	2021年5月 以降の情報
保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・要介護1から要介護5の「受給者実施区分」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日が2021年3月31日以前の情報に設定されている場合はエラーとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日が2021年4月1日以降、サービス種類「AF」の場合に必要なに応じて設定する
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・要介護1から要介護5の「受給者実施区分」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記レイアウト方針に従う
	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者保有給付実績情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更なし（高額介護サービス費情報レコードの年間の高額介護予防サービス費における「サービス提供年月」の設定について説明を追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入力に応じたチェックを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・入力に応じたチェックを行う

2. インタフェース項目（2021年5月以降出力分に対する連合会の対応）

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書 共通編】

1 インタフェース規定

1. 4 コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
184	要支援1受給者実施区分	数字	1	1:実施不可 2:実施可
185	要支援2受給者実施区分	数字	1	1:実施不可 2:実施可
199	事業対象者実施区分	数字	1	1:実施不可 2:実施可
<u>263</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:実施不可 2:実施可</u>
<u>264</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:実施不可 2:実施可</u>
<u>265</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:実施不可 2:実施可</u>
<u>266</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:実施不可 2:実施可</u>
<u>267</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:実施不可 2:実施可</u>

【インターフェース仕様書 保険者編】

1 台帳管理業務

1. 3 項目説明

1. 3. 1 受給者異動連絡票情報（入力情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 ^{※1}			備考	
					新規	変更	終了		
:									
50	特定入所者介護サービス	食費負担限度額（施設サービス）	数字	4	食費負担限度額（施設サービス）を設定する				※19 ※20 ※S
51		居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
52		居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
55		居住費（多床室）負担限度額	数字	4	居住費（多床室）負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
:									
74	特定入所者介護サービス	居住費（新1）負担限度額 食費負担限度額（短期入所サービス）	数字	4	未設定 食費負担限度額（短期入所サービス）を設定する				※42 ※20 ※47 ※S
75		居住費（新2）負担限度額 居住費（未使用1）負担限度額	数字	4	未設定				※42
76		居住費（新3）負担限度額 居住費（未使用2）負担限度額	数字	4	未設定				※42
:									

※1 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○:必須)

※19 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※20 認定が行われなかった居住費もしくは食費の負担限度額には、その全てに“9999”を設定する。

※42 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。

処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※47 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

- ※ S 固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック(ゾーン)10進数形式項目〔以下:符号付き形式項目〕」。
- なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック(ゾーン)10進数形式項目〔以下:符号なし形式項目〕」である。

1. 3. 4-3 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
:								
11	単位数	数字	5	単位数を設定する	○			※8 ※9 ※S
:								
18	事業対象者実施区分	数字	1	事業対象者実施区分を設定する	○			※4
19	要支援1受給者実施区分	数字	1	要支援1受給者実施区分を設定する	○			※4
20	要支援2受給者実施区分	数字	1	要支援2受給者実施区分を設定する	○			※4
21	運動器機能向上体制	数字	1	運動器機能向上体制を設定する				※10
22	栄養マネジメント(改善)体制	数字	1	栄養マネジメント(改善)体制を設定する				※10
23	口腔機能向上体制	数字	1	口腔機能向上体制を設定する				※10
24	事業所評価加算	数字	1	事業所評価加算を設定する				※10
<u>25</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護1受給者実施区分を設定する</u>				<u>※4</u> <u>※11</u>
<u>26</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護2受給者実施区分を設定する</u>				<u>※4</u> <u>※11</u>
<u>27</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護3受給者実施区分を設定する</u>				<u>※4</u> <u>※11</u>
<u>28</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護4受給者実施区分を設定する</u>				<u>※4</u> <u>※11</u>
<u>29</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護5受給者実施区分を設定する</u>				<u>※4</u> <u>※11</u>

※1 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○:必須)

※4 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※8 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、「単位数」が-9999以上99999以下を設定する。上記以外のサービス種類コードの場合、「単位数」が1以上99999以下を設定する。

※9 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表に単位数の変更が生じた際、変更に合わせて適宜単位数を見直し、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を提出する必要がある。

※10 サービス種類コードが「A7」、「A8」の場合に設定する。

※11 処理年月が2021年5月以降の場合、適用開始年月が2021年4月以降であり、サービス種類コードが「AF」の情報のみ設定する。適用開始年月が2021年3月以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報はサービス種類ごとに新規、変更、終了における入力内容が異なる。各項目の入力内容を以下に示す。(○:入力必須、×:入力不可、空欄:入力任意)

項番	項目名	保険者独自サービス (A2、A6、 <u>AF(※1)</u>)			保険者独自(定率) サービス (A3、A7(※ <u>21</u>)、 A9、AB、AD)			保険者独自(定額) サービス (A4、A8(※ <u>21</u>)、 AA、AC、AE)		
		新規	変更	終了	新規	変更	終了	新規	変更	終了
1	交換情報識別番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	異動年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	異動区分コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	異動事由	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	証記載保険者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	サービス種類コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	サービス項目コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	適用開始年月	○			○			○		
9	適用終了年月			○			○			○
10	サービス名称	×	×	×	○			○		
11	単位数	○			○			○		
12	算定単位	×	×	×	○			○		
13	制限回数・回数	×	×	×						
14	算定回数制限期間	×	×	×						
15	支給限度額対象区分	×	×	×						
16	給付率	×	×	×	○			×	×	×
17	利用者負担額	×	×	×	×	×	×	○		
18	事業対象者実施区分	×	×	×	○			○		
19	要支援1受給者実施区分	×	×	×	○			○		
20	要支援2受給者実施区分	×	×	×	○			○		
21	運動器機能向上体制	×	×	×						
22	栄養マネジメント(改善)体制	×	×	×						
23	口腔機能向上体制	×	×	×						
24	事業所評価加算	×	×	×						
<u>25</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
<u>26</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
<u>27</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
<u>28</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
<u>29</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>

※1 保険者独自サービス(AF)において異動年月日が平成29年3月31日以前の入力内容である。

※21 項番21～24は、サービス種類コードが「A7」、「A8」の場合にのみ入力可能とする。

保険者独自サービス(AF)において異動年月日が平成 29 年 3 月 31 日以前の入力内容を以下に示す。

(○:入力必須、×:入力不可、空欄:入力任意)

項番	項目名	保険者独自サービス (AF)		
		新規	変更	終了
1	交換情報識別番号	○	○	○
2	異動年月日	○	○	○
3	異動区分コード	○	○	○
4	異動事由	○	○	○
5	証記載保険者番号	○	○	○
6	サービス種類コード	○	○	○
7	サービス項目コード	○	○	○
8	適用開始年月	○		
9	適用終了年月			○
10	サービス名称	×	×	×
11	単位数	○		
12	算定単位	×	×	×
13	制限日数・回数	×	×	×
14	算定回数制限期間	×	×	×
15	支給限度額対象区分	×	×	×
16	給付率	×	×	×
17	利用者負担額	×	×	×
18	事業対象者実施区分	×	×	×
19	要支援1受給者実施区分	×	×	×
20	要支援2受給者実施区分	×	×	×
21	運動器機能向上体制	×	×	×
22	栄養マネジメント(改善)体制	×	×	×
23	口腔機能向上体制	×	×	×
24	事業所評価加算	×	×	×

保険者独自サービス(AF)において異動年月日が平成 29 年 4 月 1 日以降、2021 年 3 月 31 日以前の入力内容を以下に示す。

(○:入力必須、×:入力不可、空欄:入力任意)

項番	項目名	保険者独自サービス (AF)		
		新規	変更	終了
1	交換情報識別番号	○	○	○
2	異動年月日	○	○	○
3	異動区分コード	○	○	○
4	異動事由	○	○	○
5	証記載保険者番号	○	○	○
6	サービス種類コード	○	○	○
7	サービス項目コード	○	○	○
8	適用開始年月	○		
9	適用終了年月			○
10	サービス名称	○		
11	単位数	○		
12	算定単位	×	×	×
13	制限日数・回数	×	×	×
14	算定回数制限期間	×	×	×
15	支給限度額対象区分	×	×	×
16	給付率	×	×	×
17	利用者負担額	×	×	×
18	事業対象者実施区分	○		
19	要支援1受給者実施区分	○		
20	要支援2受給者実施区分	○		
21	運動器機能向上体制	×	×	×
22	栄養マネジメント(改善)体制	×	×	×
23	口腔機能向上体制	×	×	×
24	事業所評価加算	×	×	×

保険者独自サービス(AF)において異動年月日が2021年4月1日以降の入力内容を以下に示す。

(○:入力必須、×:入力不可、空欄:入力任意)

項番	項目名	保険者独自サービス (AF)		
		新規	変更	終了
1	交換情報識別番号	○	○	○
2	異動年月日	○	○	○
3	異動区分コード	○	○	○
4	異動事由	○	○	○
5	証記載保険者番号	○	○	○
6	サービス種類コード	○	○	○
7	サービス項目コード	○	○	○
8	適用開始年月	○		
9	適用終了年月			○
10	サービス名称	○		
11	単位数	○		
12	算定単位	×	×	×
13	制限日数・回数	×	×	×
14	算定回数制限期間	×	×	×
15	支給限度額対象区分	×	×	×
16	給付率	×	×	×
17	利用者負担額	×	×	×
18	事業対象者実施区分	○		
19	要支援1受給者実施区分	○		
20	要支援2受給者実施区分	○		
21	運動器機能向上体制	×	×	×
22	栄養マネジメント(改善)体制	×	×	×
23	口腔機能向上体制	×	×	×
24	事業所評価加算	×	×	×
25	要介護1受給者実施区分			
26	要介護2受給者実施区分			
27	要介護3受給者実施区分			
28	要介護4受給者実施区分			
29	要介護5受給者実施区分			

1. 3. 5 受給者訂正連絡票情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
:						
50	特定入所者介護サービス	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u>	数字	4	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u> を設定する	
51		居住費(ユニット型個室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する	
52		居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額を設定する	
53		居住費(従来型個室(特養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する	
54		居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する	
55		居住費(多床室)負担限度額	数字	4	居住費(多床室)負担限度額を設定する	
:						
74	特定入所者介護サービス	居住費(新1)負担限度額 <u>食費負担限度額(短期入所サービス)</u>	数字	4	未設定 <u>食費負担限度額(短期入所サービス)を設定する</u>	※12 ※17
75		居住費(新2)負担限度額 <u>居住費(未使用1)負担限度額</u>	数字	4	未設定	※12
76		居住費(新3)負担限度額 <u>居住費(未使用2)負担限度額</u>	数字	4	未設定	※12
:						

※1 必須入力(○)である項目、及び、訂正が発生した項目にのみ入力する。なお、初期化を行いたい項目については、先頭1桁に半角の“*”を入力する。(但し、証記載保険者番号等キーとなる項目は除く)

※12 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。

※17 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

1. 3. 8-3 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
:						
12	単位数	数字	5	単位数を設定する		※8 ※S
:						
20	要支援1受給者実施区分	数字	1	要支援1受給者実施区分を設定する		※4
21	要支援2受給者実施区分	数字	1	要支援2受給者実施区分を設定する		※4
22	運動器機能向上体制	数字	1	運動器機能向上体制を設定する		※9
23	栄養マネジメント(改善)体制	数字	1	栄養マネジメント(改善)体制を設定する		※9
24	口腔機能向上体制	数字	1	口腔機能向上体制を設定する		※9
25	事業所評価加算	数字	1	事業所評価加算を設定する		※9
<u>26</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護1受給者実施区分を設定する</u>		<u>※4</u> <u>※10</u>
<u>27</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護2受給者実施区分を設定する</u>		<u>※4</u> <u>※10</u>
<u>28</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護3受給者実施区分を設定する</u>		<u>※4</u> <u>※10</u>
<u>29</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護4受給者実施区分を設定する</u>		<u>※4</u> <u>※10</u>
<u>30</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護5受給者実施区分を設定する</u>		<u>※4</u> <u>※10</u>

※1 必須入力(○)である項目、及び、訂正が発生した項目にのみ入力する。なお、初期化を行いたい項目については、先頭1桁に半角の“*”を入力する。(但し、証記載保険者番号等キーとなる項目は除く)

※4 「インターフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※8 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、「単位数」が-9999以上99999以下を設定する。上記以外のサービス種類コードの場合、「単位数」が1以上99999以下を設定する。

※9 サービス種類コードが「A7」、「A8」の場合に設定する。

※10 処理年月が2021年5月以降の場合、適用開始年月が2021年4月以降であり、サービス種類コードが「AF」の情報のみ設定する。適用開始年月が2021年3月以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 9 受給者情報更新結果情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
52	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u>	数字	4	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u> を設定する	※5 ※S
53	特定入所者介護サービス 居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する	※5 ※S
54	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額を設定する	※5 ※S
55	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する	※5 ※S
56	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する	※5 ※S
57	居住費（多床室）負担限度額	数字	4	居住費（多床室）負担限度額を設定する	※5 ※S
:					
76	特定入所者介護サービス 居住費（新1）負担限度額 食費負担限度額（短期入所サービス）	数字	4	未設定 食費負担限度額（短期入所サービス）を設定する	<u>※11</u>
77	居住費（新2）負担限度額 居住費（未使用1）負担限度額	数字	4	未設定	
78	居住費（新3）負担限度額 居住費（未使用2）負担限度額	数字	4	未設定	
:					

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※11 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 1 2-3 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
13	単位数	数字	5	単位数を設定する	※S
:					
20	事業対象者実施区分	数字	1	事業対象者実施区分を設定する	※3
21	要支援1受給者実施区分	数字	1	要支援1受給者実施区分を設定する	※3
22	要支援2受給者実施区分	数字	1	要支援2受給者実施区分を設定する	※3
23	運動器機能向上体制	数字	1	運動器機能向上体制を設定する	※3
24	栄養マネジメント(改善)体制	数字	1	栄養マネジメント(改善)体制を設定する	※3
25	口腔機能向上体制	数字	1	口腔機能向上体制を設定する	※3
26	事業所評価加算	数字	1	事業所評価加算を設定する	※3
<u>27</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護1受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>28</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護2受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>29</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護3受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>30</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護4受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>31</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護5受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 13 受給者台帳情報（単票・一覧表）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考	
：						
5 1	特定入所者介護サービス	食費負担限度額 <u>（施設サービス）</u>	数字	4	食費負担限度額（ <u>施設サービス</u> ）を設定する	※5 ※S
5 2		居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する	※5 ※S
5 3		居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額を設定する	※5 ※S
5 4		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する	※5 ※S
5 5		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する	※5 ※S
5 6		居住費（多床室）負担限度額	数字	4	居住費（多床室）負担限度額を設定する	※5 ※S
：						
7 5	特定入所者介護サービス	居住費（新1）負担限度額 <u>食費負担限度額（短期入所サービス）</u>	数字	4	未設定 <u>食費負担限度額（短期入所サービス）を設定する</u>	<u>※12</u>
7 6		居住費（新2）負担限度額 <u>居住費（未使用1）負担限度額</u>	数字	4	未設定	
7 7		居住費（新3）負担限度額 <u>居住費（未使用2）負担限度額</u>	数字	4	未設定	
：						

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※12 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

1. 3. 17-3 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
12	単位数	数字	5	単位数を設定する	※S
:					
19	事業対象者実施区分	数字	1	事業対象者実施区分を設定する	※3
20	要支援1受給者実施区分	数字	1	要支援1受給者実施区分を設定する	※3
21	要支援2受給者実施区分	数字	1	要支援2受給者実施区分を設定する	※3
22	運動器機能向上体制	数字	1	運動器機能向上体制を設定する	※3
23	栄養マネジメント(改善)体制	数字	1	栄養マネジメント(改善)体制を設定する	※3
24	口腔機能向上体制	数字	1	口腔機能向上体制を設定する	※3
25	事業所評価加算	数字	1	事業所評価加算を設定する	※3
<u>26</u>	<u>要介護1受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護1受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>27</u>	<u>要介護2受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護2受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>28</u>	<u>要介護3受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護3受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>29</u>	<u>要介護4受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護4受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>
<u>30</u>	<u>要介護5受給者実施区分</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>要介護5受給者実施区分を設定する</u>	<u>※3</u> <u>※4</u>

※3 「インターフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 18 受給者情報突合情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考	
:							
54	特定入所者介護サービス	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u>	数字	4	食費負担限度額(<u>施設サービス</u>)を設定する	○	※5 ※S
55		居住費(ユニット型個室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する	○	※5 ※S
56		居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額を設定する	○	※5 ※S
57		居住費(従来型個室(特養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する	○	※5 ※S
58		居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する	○	※5 ※S
59		居住費(多床室)負担限度額	数字	4	居住費(多床室)負担限度額を設定する	○	※5 ※S
:							
78	特定入所者介護サービス	居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額 <u>(短期入所サービス)</u>	数字	4	未設定 <u>食費負担限度額(短期入所サービス)を設定する</u>		<u>※11</u>
79		居住費(新2)負担限度額 <u>居住費(未使用1)負担限度額</u>	数字	4	未設定		
80		居住費(新3)負担限度額 <u>居住費(未使用2)負担限度額</u>	数字	4	未設定		
:							

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※11 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 19 受給者情報突合結果情報

項番	項目名	属性	バ ッ ク 数	内容	備考	
:						
5 2	特定入所者介護サービス	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u>	数字	4	食費負担限度額 <u>(施設サービス)</u> を設定する	※3 ※S
5 3		居住費(ユニット型個室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する	※3 ※S
5 4		居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額	数字	4	居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額を設定する	※3 ※S
5 5		居住費(従来型個室(特養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する	※3 ※S
5 6		居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額	数字	4	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する	※3 ※S
5 7		居住費(多床室)負担限度額	数字	4	居住費(多床室)負担限度額を設定する	※3 ※S
:						
7 6	特定入所者介護サービス	居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額(短期入所サービス)	数字	4	未設定 食費負担限度額(短期入所サービス)を設定する	※9
7 7		居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額	数字	4	未設定	
7 8		居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額	数字	4	未設定	
:						

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※9 処理年月が2021年5月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

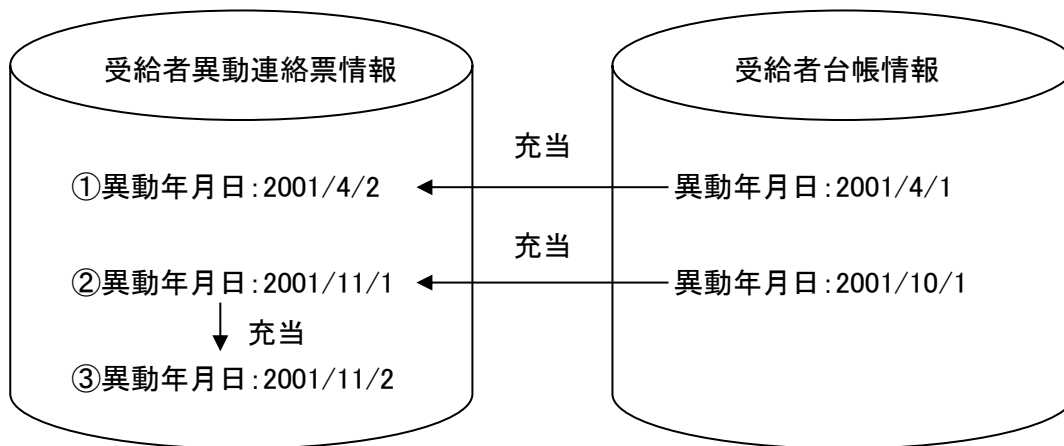
1. 5 保険者から国保連合会への各種台帳交換情報の作成方法

1. 5. 1 交換情報の作成方法

国保連合会へ提供する情報は、異動が発生した情報についてのみ作成する。

作成する情報のデータ項目については、交換する媒体を問わず、項目の全てを満たした情報または変更のあった項目のみを記入した情報の何れの作成方法でも良いものとする。但し、変更のあった項目のみを記入した情報についてはキー項目（当該情報を一意に定めることのできる項目）が必ず情報に含まれることとし、変更のなかった項目（未設定の項目）については異動年月日をキーとして直近の情報より未設定項目を充当する。

データの充当例



異動年月日が2001年4月2日の情報は、受給者台帳情報に存在する異動年月日2001年4月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。異動年月日が2001年11月1日の情報は、受給者台帳情報に存在する異動年月日2001年10月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。異動年月日が2001年11月2日の情報は、受給者異動連絡票情報に存在する異動年月日2001年11月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。

データの充当を行なわない項目とその条件

項目	引き継がない条件
特定入所者認定申請中区分コード、特定入所者介護サービス区分コード、課税層の特例減額措置対象、食費負担限度額(施設サービス)、居住費(ユニット型個室)負担限度額、居住費(ユニット型準個室)負担限度額、居住費(従来型個室(特養等))負担限度額、居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額、居住費(多床室)負担限度額、食費負担限度額(短期入所サービス)	<ul style="list-style-type: none"> 特定入所者介護サービス負担限度額適用開始年月日と特定入所者介護サービス負担限度額適用終了年月日を引き継がなかった場合は、全項目ともに引き継がない

5 給付実績交換処理

5.3 項目説明

5.3.1 給付実績交換情報

(2) レコード項目

・高額介護サービス費情報レコード

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	※5 ※8
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設定する	※4
3	レコード種別コード	英数	2	レコード種別を設定する	※6
4	給付実績情報作成区分コード	数字	1	給付実績情報作成区分コードを設定する	※3
5	証記載保険者番号	数字	8	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※3
6	被保険者番号	英数	10	被保険者番号を設定する	※3
7	サービス提供年月	数字	6	サービス提供年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	※1 ※7 ※9
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項「年月」欄参照。(P.42)

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 給付実績区分コードが”1”(現物)の場合は未設定。

給付実績区分コードが”2”(償還)の場合は”3411”、“3412”、“3421”または”3422”を設定する。

なお、介護給付費にかかる月間の高額介護(介護予防)サービス費は”3411”、総合事業費にかかる月間の高額介護予防サービス費は”3421”。処理年月が平成30年9月以降、介護給付費にかかる年間の高額介護(介護予防)サービス費は”3412”、総合事業費にかかる年間の高額介護予防サービス費は”3422”を設定する。

介護給付費にかかる月間の高額介護(介護予防)サービス費”3411”、総合事業費にかかる月間の高額介護予防サービス費”3421”を提出する際は、支給額に応じて変動が発生する介護給付費にかかる年間の高額介護(介護予防)サービス費”3412”、総合事業費にかかる年間の高額介護予防サービス費”3422”を提出する。

※5 基本情報レコード※5参照。

※6 交換情報識別番号が”1131”、“1132”、“1133”、“1134”、“1135”、“1136”、“1137”の場合は、”09”。

”1138”、“1139”の場合は、介護給付費にかかる高額介護(介護予防)サービス費は”09”、総合事業費にかかる高額介護予防サービス費の場合は”15”。

交換情報識別番号が”1141”、“1142”、“1143”、“1144”、“1145”、“1146”、“1147”、“1111”、“1112”、“1113”、“1114”、“1115”、“1116”、“1117”の場合は、”D8”。

”1148”、“1149”、“1118”、“1119”の場合は、介護給付費にかかる高額介護(介護予防)サービス費は”D8”、総合事業費にかかる高額介護予防サービス費は”DE”。

※7 介護給付費にかかる年間の高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業費にかかる年間の高額介護予防サービス費の場合は、対象の年度の8月を設定する。(2017年度分の場合は、201708とする)

※8 介護給付費にかかる月間の高額介護(介護予防)サービス費、総合事業費にかかる月間の高額介護予防サービス費の給付実績交換を提出する際は、支給額に応じて変動が発生する介護給付費にかかる年間の高額介護(介護予防)サービス費、総合事業費にかかる年間の高額介護予防サービス費の給付実績交換も提出する。

※9 介護給付費にかかる年間の高額介護(介護予防)サービス費及び総合事業費にかかる年間の高額介護予防サービス費については、2019 年度分(201908)までを設定可能とし、2020 年度分(202008)以降が設定された場合はエラーとする。

【インタフェース仕様書解説書 保険者編】

1 台帳管理業務

1. 1 項目設定時の留意事項

1. 1. 2 受給者異動連絡票情報

(4) 項番3「異動区分コード」、項番4「異動事由」及び、項番20「要介護状態区分コード」で可能な組み合わせについては以下の通り。

異動区分コード	異動事由	要介護状態区分コード	設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間
1：新規	01：受給資格取得	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要介護 要介護	平成24年3月以前は3ヶ月～6ヶ月（+1ヶ月※1） 平成24年4月以降は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1）
	04：合併による新規	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要介護	平成27年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満～24ヶ月（+1ヶ月※1） 平成30年4月以降、 2021年3月以前 は1ヶ月未満～36ヶ月（+1ヶ月※1） 2021年4月以降は1ヶ月未満～48ヶ月（+1ヶ月※1）
		要介護	平成16年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満～24ヶ月（+1ヶ月※1） 平成30年4月以降、 2021年3月以前 は1ヶ月未満～36ヶ月（+1ヶ月※1） 2021年4月以降は1ヶ月未満～48ヶ月（+1ヶ月※1）
	99：その他異動	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要介護	平成27年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満～24ヶ月（+1ヶ月※1） 平成30年4月以降、 2021年3月以前 は1ヶ月未満～36ヶ月（+1ヶ月※1） 2021年4月以降は1ヶ月未満～48ヶ月（+1ヶ月※1）
		要介護	平成16年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満～24ヶ月（+1ヶ月※1） 平成30年4月以降、 2021年3月以前 は1ヶ月未満～36ヶ月（+1ヶ月※1） 2021年4月以降は1ヶ月未満～48ヶ月（+1ヶ月※1）

異動区分 コード	異動事由	要介護状態 区分コード	設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間
2：変更	03：広域連合における受給者の市町村間異動（政令市における受給者の区間異動）	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要 介護	平成27年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1）</u>
	99：その他異動	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要 介護	平成27年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>

異動区分コード	異動事由	要介護状態区分コード	設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間
3：終了	02：受給資格喪失	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要介護	平成27年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>
	99：その他異動	事業対象者	1ヶ月未満～無期限（※3）
		要支援 経過的要介護	平成27年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成16年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月～24ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成30年4月以降、 <u>2021年3月以前</u> は3ヶ月～36ヶ月（+1ヶ月※1、※2） <u>2021年4月以降は3ヶ月～48ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</u>

※1（+1ヶ月）は月途中適用開始である場合

※2 認定有効期間開始年月日及び、同終了年月日が前履歴より変更されていない場合、認定有効期間開始年月日、同終了年月日の期間のチェックを行わない。従って、前履歴が1ヶ月未満であり、同条件に一致する場合、3ヶ月未満の登録が可能となる。

※3 認定有効期間（終了年月日）が未設定である場合

1. 2 インタフェース項目のチェック内容

1. 2. 2 受給者異動連絡票情報

連番	項目名	キー	項目別妥当性								項目間関連		
			01	02	03	04	05	06	07	08	01	02	03
			必須項目検査	数値検査	半角条件検査	全角条件検査	日付妥当性検査	コード検査	特殊検査	範囲検査	項目関連検査	数値比較検査	日付比較検査
:													
50	特定入所者介護・食費負担限度額(施設サービス)		*14	○							○*15		
51	特定入所者介護・居住費(ユニット型個室)負担限度額		*14	○							○*15		
52	特定入所者介護・居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額		*14	○							○*15		
53	特定入所者介護・居住費(従来型個室(特養等))負担限度額		*14	○							○*15		
54	特定入所者介護・居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額		*14	○							○*15		
55	特定入所者介護・居住費(多床室)負担限度額		*14	○							○*15		
:													
74	特定入所者介護サービス 居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額(短期入所サービス)		○*21 *14	○							○*15		
75	特定入所者介護サービス 居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額		○*21										
76	特定入所者介護サービス 居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額		○*21										
:													

【補足説明】

(1) 項目別妥当性及び項目間関連検査に付された * n の説明

* 1 4 : 数値項目 (任意入力項目) の入力値の見直し方

9 9 9 9 が設定されている場合、未入力 (設定がされていない) と見做す。

* 1 5 : 数値項目の範囲検査 (4 桁の数値項目)

検査対象項目が以下の数値の範囲内であること。

0 ≤ 「検査対象項目」 ≤ 9 9 9 9

* 2 1 : 「特定入所者介護サービス 居住費 (新1未使用1) ~ (新3未使用2)

負担限度額」の必須項目検査

・ 値が設定されていないこと。ただし、ZERO が設定された場合は未設定として扱いエラーとしない。

【インタフェース仕様書 サービス事業所編】

1 介護給付費等の請求について

1. 1 居宅サービスの基本的な流れ

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れを以下に示す。

(1) **利用者要支援者・事業対象者**が事業のみを利用する場合

①～⑰は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。

③市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

④市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑤都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※2021年4月1日以降は送付を行わない。

⑥地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

⑦事業者が利用者へサービスを実施する。

⑧利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑨事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑩受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。

※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。

⑪事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。

⑫地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。

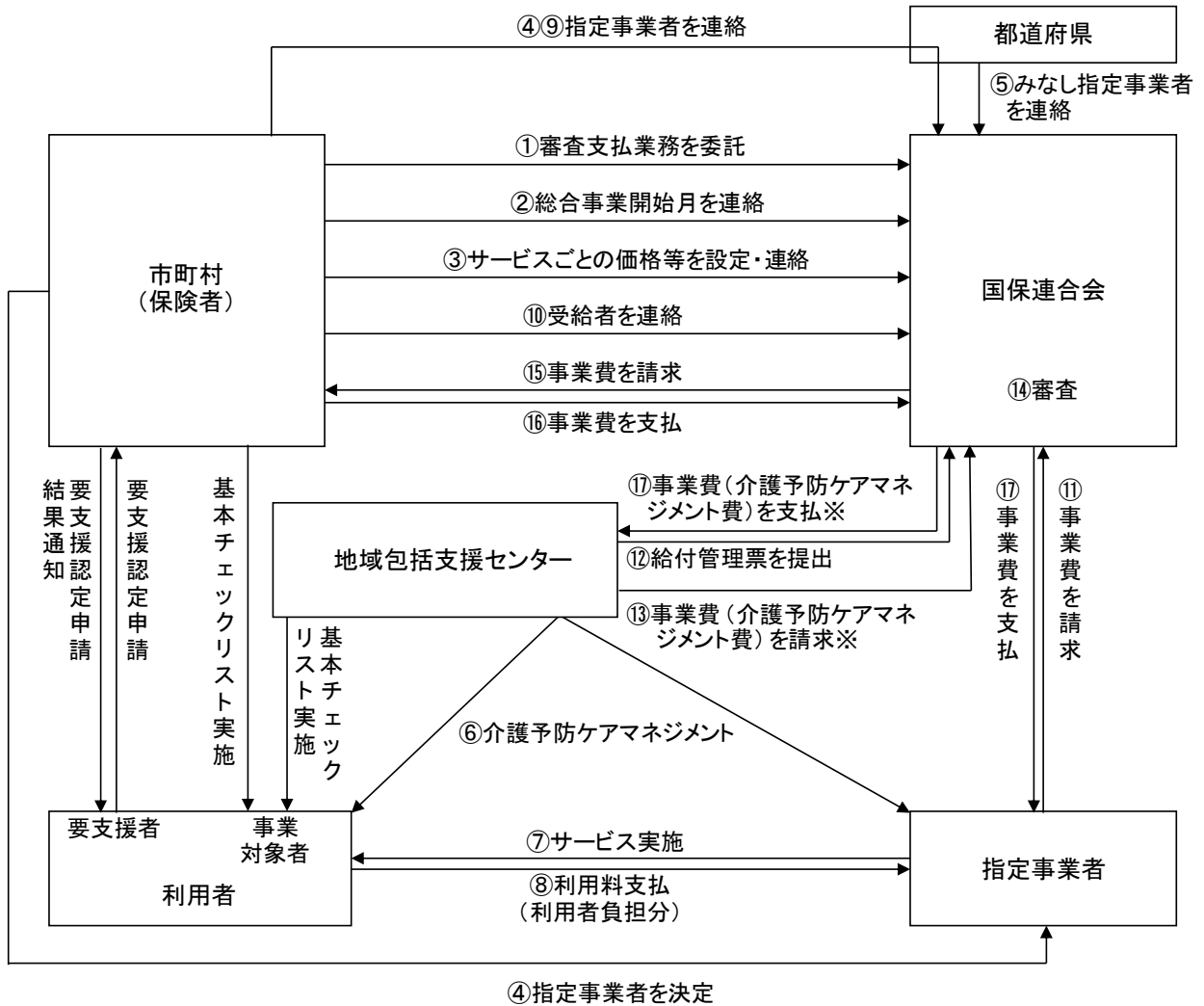
※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。

⑬地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は提出は不要。

- ⑭国保連合会は審査を行う。
- ⑮国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
- ⑯市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
- ⑰国保連合会は事業者へ事業費を支払う

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を経由した支払が可能である。なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

(2) **利用者要支援者**が予防給付と事業を利用する場合

①～⑰は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。

③市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

④市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑤都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※2021年4月1日以降は送付を行わない。

⑥地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

⑦事業者が利用者へサービスを実施する。

⑧利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑨事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑩受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。

⑪事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。

⑫地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。

⑬地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書（介護予防支援費）を提出する。

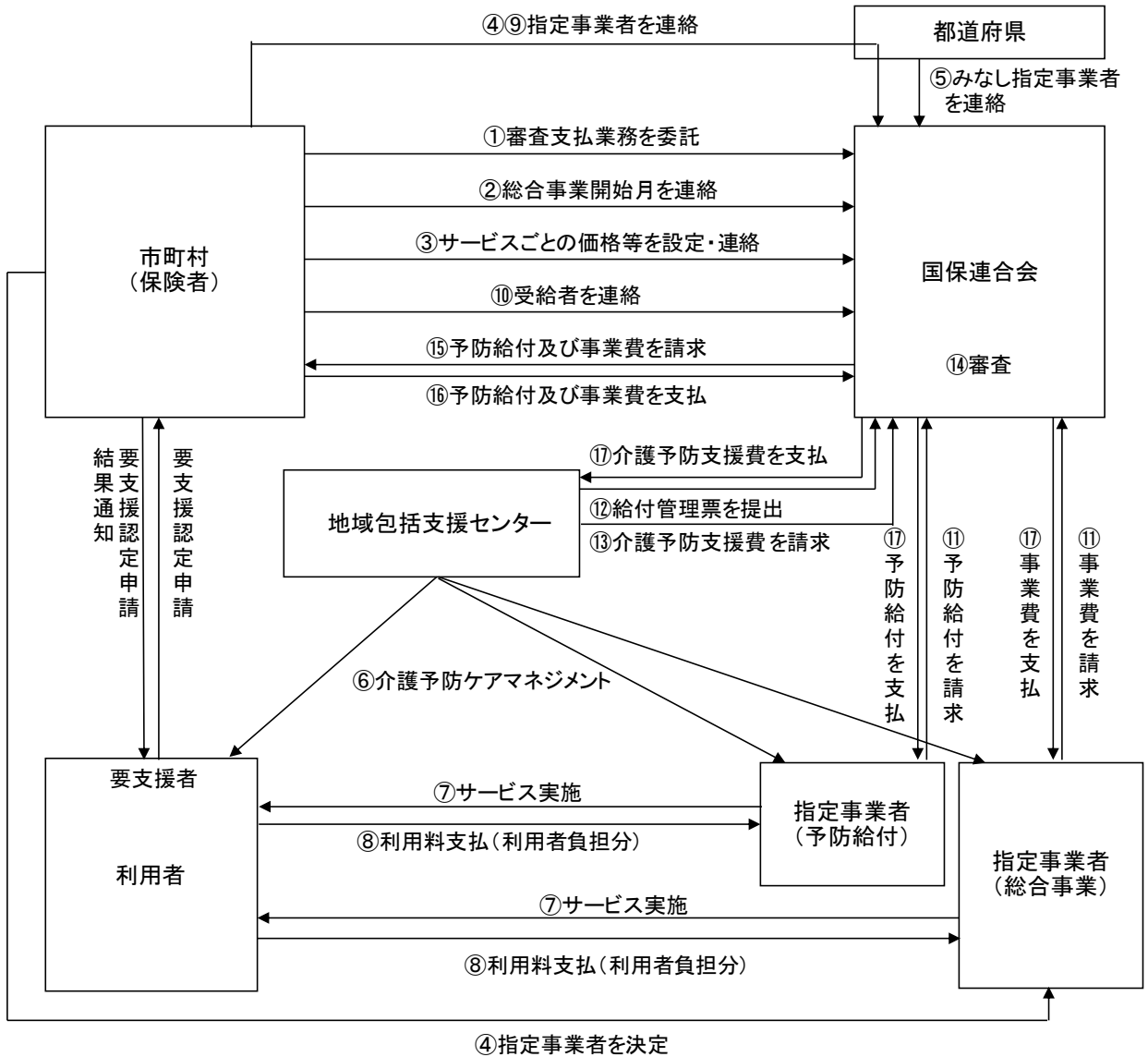
⑭国保連合会は審査を行う。

⑮国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。

⑯市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。

⑰国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



(3) 要介護者が市町村の補助により実施する事業のみを利用する場合（2021年4月以降）

①～⑪は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で要介護者における審査支払を行うサービス種類は、介護予防ケアマネジメントのみである。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

③地域包括支援センターは、利用者・団体等と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

④団体等が利用者へサービス（市町村の補助により実施するサービス）を実施する。

⑤利用者は団体等へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑥受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会で行う場合、介護予防ケアマネジメントを行った地域包括支援センターの情報を連携する。

⑦地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。

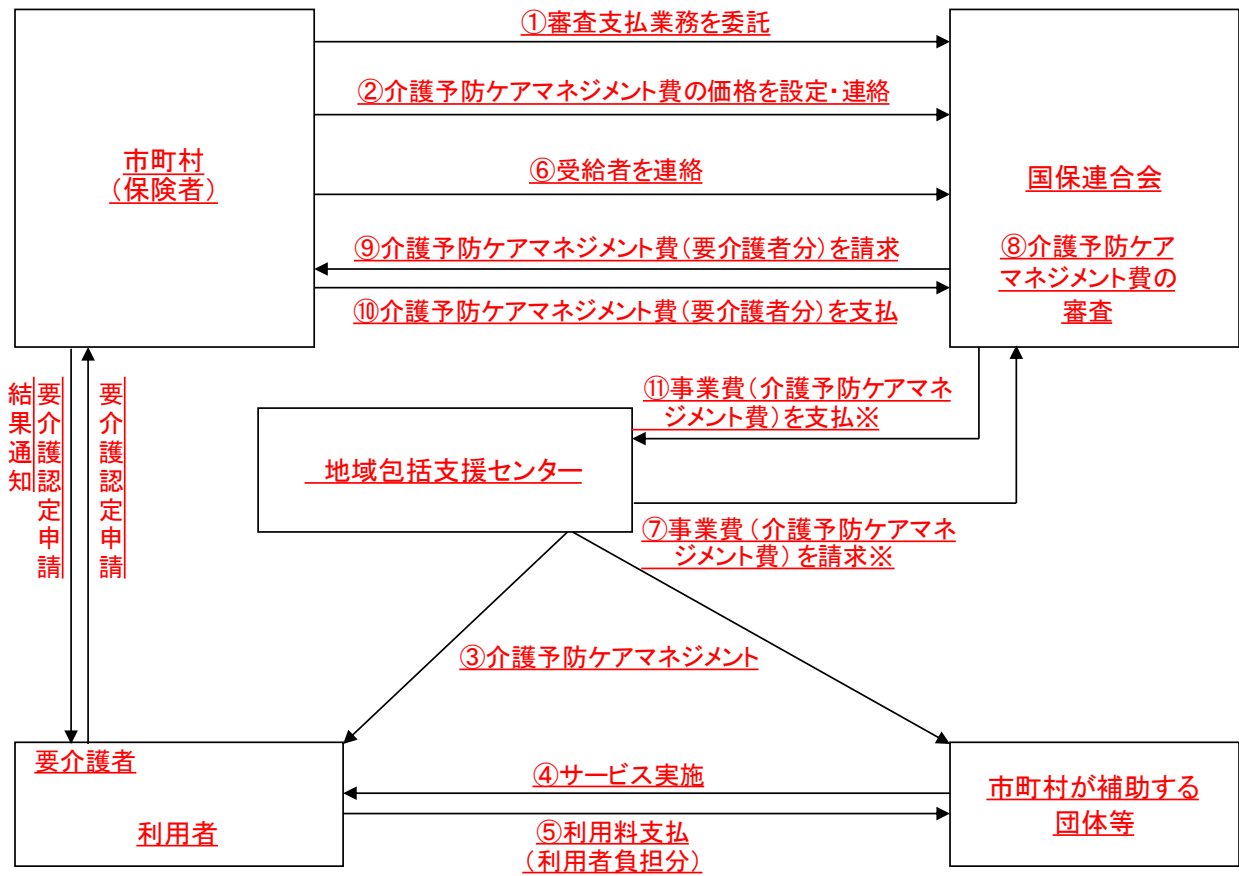
⑧国保連合会は介護予防ケアマネジメント費の審査を行う。

⑨国保連合会は市町村へ介護予防ケアマネジメント費及び審査支払手数料を請求する。

⑩市町村は国保連合会へ介護予防ケアマネジメント費及び審査支払手数料を支払う。

⑪国保連合会は地域包括支援センターへ介護予防ケアマネジメント費を支払う。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



※⑦、⑪の市町村の補助により実施する事業のみを利用する要介護者の介護予防ケアマネジメント費は、令和3年4月サービス分より、国保連合会を経由した支払が可能である。

【インタフェース仕様書 居宅介護支援事業所編】

1 介護給付費等の請求について

1.1 居宅サービスの基本的な流れ

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れを以下に示す。

(1) **利用者要支援者・事業対象者**が事業のみを利用する場合

①～⑭は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。

③市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

④市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑤都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※2021年4月1日以降は送付を行わない。

⑥地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

⑦事業者が利用者へサービスを実施する。

⑧利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑨事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑩受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。

※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。

⑪事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。

⑫地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。

※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。

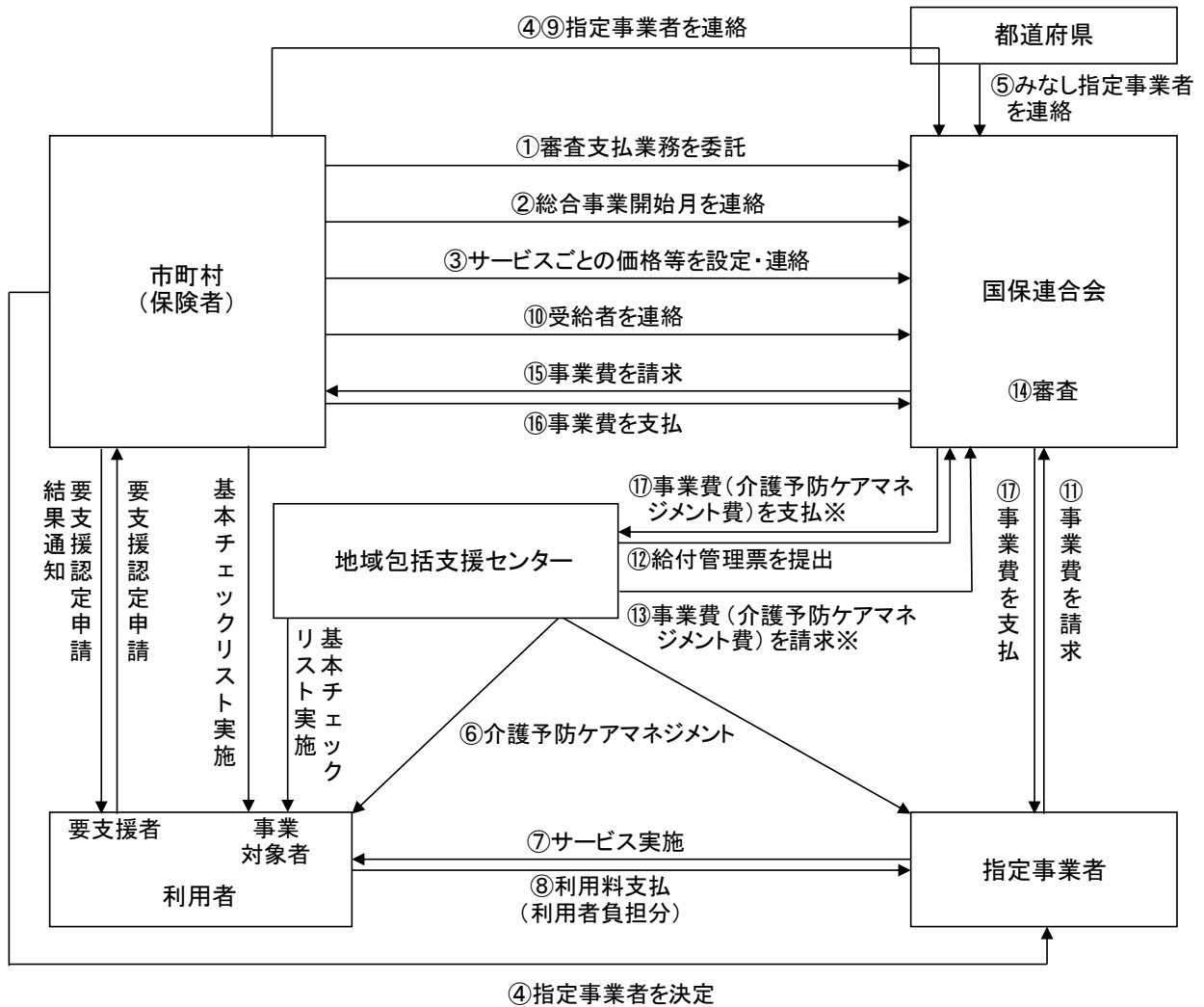
⑬請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は提出は不要。

⑭国保連合会は審査を行う。

- ⑮国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
- ⑯市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
- ⑰国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を経由した支払が可能である。なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

(2) **利用者要支援者**が予防給付と事業を利用する場合

①～⑰は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。

③市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

④市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑤都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。

※2021年4月1日以降は送付を行わない。

⑥地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

⑦事業者が利用者へサービスを実施する。

⑧利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑨事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。

⑩受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。

⑪事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。

⑫地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。

⑬請求明細書（介護予防支援費）を提出する。

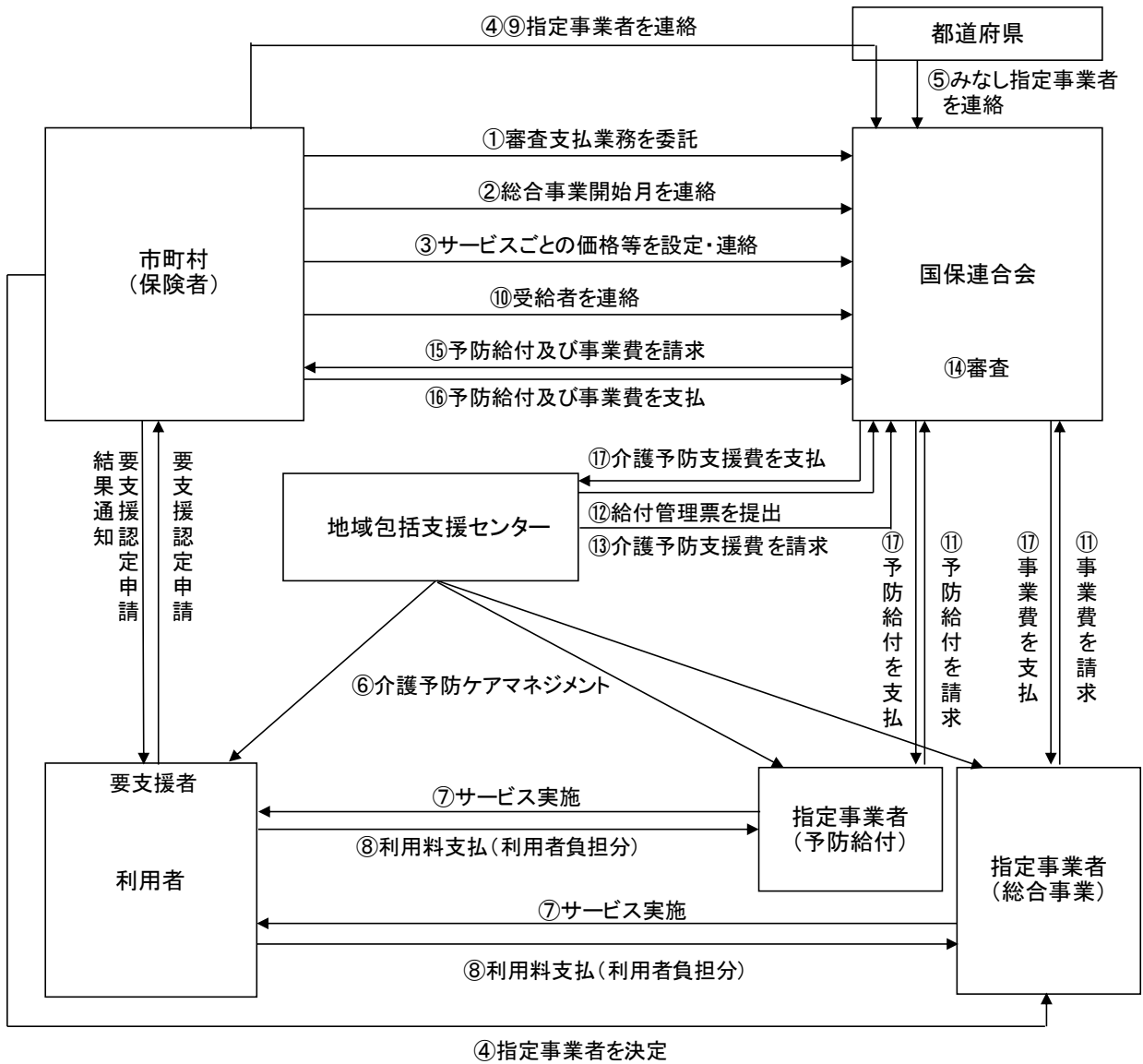
⑭国保連合会は審査を行う。

⑮国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。

⑯市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。

⑰国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



(3) 要介護者が市町村の補助により実施する事業のみを利用する場合（2021年4月以降）

①～⑪は次頁の図に対応している。

①市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の審査支払業務を委託する。

②市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で要介護者における審査支払を行うサービス種類は、介護予防ケアマネジメントのみである。

※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。

③地域包括支援センターは、利用者・団体等と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。

④団体等が利用者へサービス（市町村の補助により実施するサービス）を実施する。

⑤利用者は団体等へ利用料を支払う（利用者負担分）。

⑥受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会で行う場合、介護予防ケアマネジメントを行った地域包括支援センターの情報を連携する。

⑦地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。

※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。

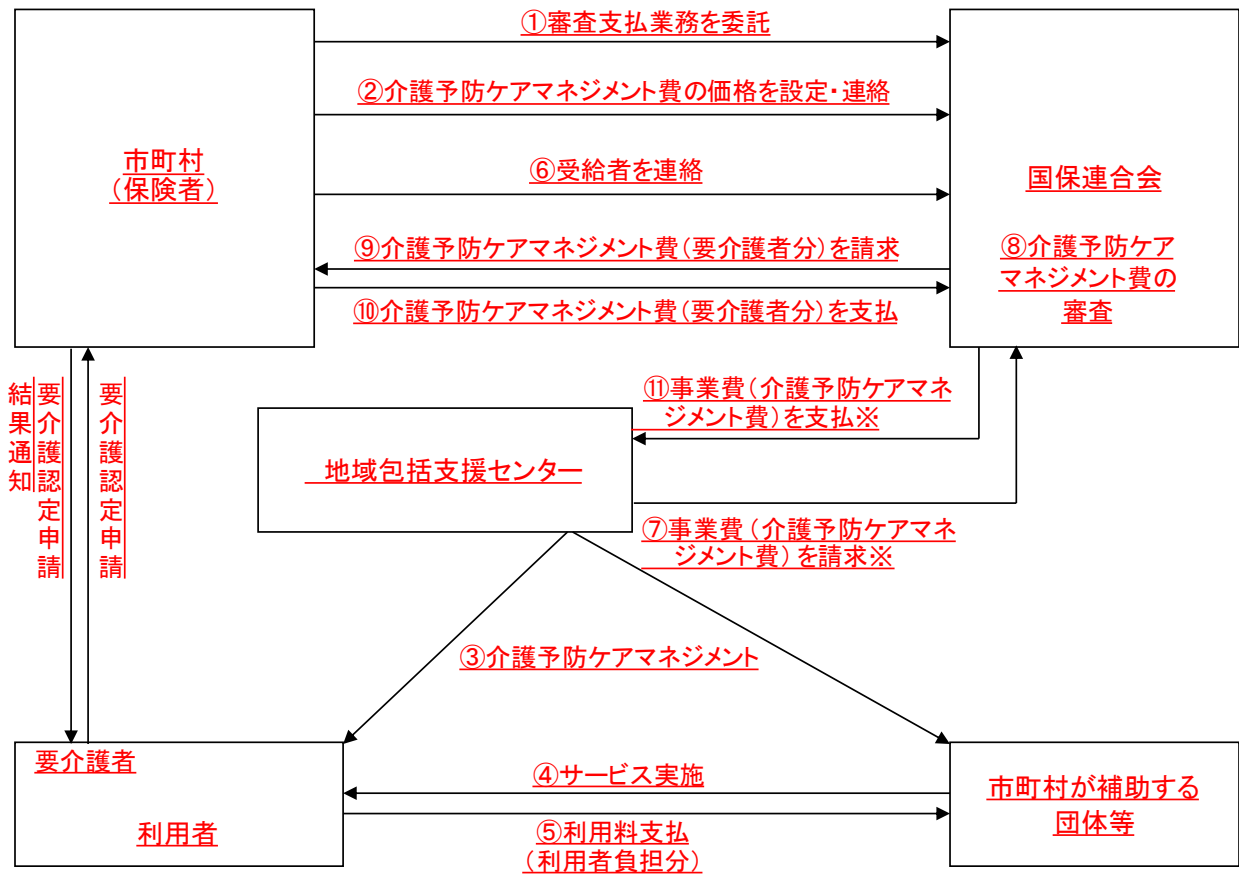
⑧国保連合会は介護予防ケアマネジメント費の審査を行う。

⑨国保連合会は市町村へ介護予防ケアマネジメント費及び審査支払手数料を請求する。

⑩市町村は国保連合会へ介護予防ケアマネジメント費及び審査支払手数料を支払う。

⑪国保連合会は地域包括支援センターへ介護予防ケアマネジメント費を支払う。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



※⑦、⑪の市町村の補助により実施する事業のみを利用する要介護者の介護予防ケアマネジメント費は、令和3年4月サービス分より、国保連合会を経由した支払が可能である。

【インタフェース仕様書 市町村合併編】

1 市町村の合併等に係る台帳異動情報

1. 2 ケース別異動連絡票情報の作成方法

(1) ケース1：市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設

ケース1では合併するそれぞれの市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコードおよび受給者の「終了」情報と、新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
：			
25	要介護1受給者 実施区分※1	設定不要	要介護1受給者 実施区分を設定する
26	要介護2受給者 実施区分※1	設定不要	要介護2受給者 実施区分を設定する
27	要介護3受給者 実施区分※1	設定不要	要介護3受給者 実施区分を設定する
28	要介護4受給者 実施区分※1	設定不要	要介護4受給者 実施区分を設定する
29	要介護5受給者 実施区分※1	設定不要	要介護5受給者 実施区分を設定する

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・ 受給者異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
:			
50	食費負担限度額(施設サービス)※3	設定不要	食費負担限度額(施設サービス)を設定する(省略可)
51	特定入所者介護サービス 居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)
52	居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額を設定する(省略可)
53	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する(省略可)
54	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する(省略可)
55	居住費(多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(多床室)負担限度額を設定する(省略可)
:			
74	特定入所者介護サービス 居住費(新1)負担限度額※11 食費負担限度額(短期入所サービス)※14	設定不要	居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額(短期入所サービス) を設定する(省略可)
75	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額※11	設定不要	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額 を設定する(省略可)
76	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額※11	設定不要	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額 を設定する(省略可)
:			

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(2) ケース2：市町村の他の市町村への編入

ケース2では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される市町村から受給者および個人番号の新規登録情報が必要となります。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
：			
<u>25</u>	<u>要介護1受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	インターフェースの提供は 不要
<u>26</u>	<u>要介護2受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>27</u>	<u>要介護3受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>28</u>	<u>要介護4受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>29</u>	<u>要介護5受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する 内容	編入先の市町村が設定する 内容	
:				
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請 中区分コード※3	設定不要	特定入所者認定申請中区分 コードを設定する（省略可）
48		特定入所者介護サー ビス区分コード※3	設定不要	特定入所者介護サービス区 分コードを設定する（省略 可）
49		課税層の特例減額措 置対象※3	設定不要	利用者負担第4段階の者で 当該措置該当の有無をコー ドで設定する（省略可）
50		食費負担限度額（施設 サービス）※3	設定不要	食費負担限度額（施設サー ビス）を設定する（省略可）
:				
74	特定入所者介護サービス	居住費（新1）負担限 度額※11 食費負担限度額（短 期入所サービス） ※14	設定不要	居住費（新1）負担限度額 食費負担限度額（短期入所サ ービス）を設定する（省略可）
75		居住費（新2）負担限 度額 居住費（未使用1）負 担限度額※11	設定不要	居住費（新2）負担限度額 居住費（未使用1）負担限度 額を設定する（省略可）
76		居住費（新3）負担限 度額 居住費（未使用2）負 担限度額※11	設定不要	居住費（新3）負担限度額 居住費（未使用2）負担限度 額を設定する（省略可）
:				

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。

処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

- (3) ケース3：広域連合内の市町村と市町村の合併による新たな市町村の新設
(政令市においては行政区と行政区の合併による行政区の新設)

ケース3では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

合併する広域連合内の各市町村および新設された市町村からのインタフェースの提供は不要です。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村が設定する内容	新設された市町村が設定する内容
：			
<u>25</u>	<u>要介護1受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	<u>要介護1受給者 実施区分を設定する</u>
<u>26</u>	<u>要介護2受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	<u>要介護2受給者 実施区分を設定する</u>
<u>27</u>	<u>要介護3受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	<u>要介護3受給者 実施区分を設定する</u>
<u>28</u>	<u>要介護4受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	<u>要介護4受給者 実施区分を設定する</u>
<u>29</u>	<u>要介護5受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	<u>要介護5受給者 実施区分を設定する</u>

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	合併前の各市町村および新設された市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
:			
50	特定入所者介護サービス	食費負担限度額（施設サービス）※3	設定不要
51		居住費（ユニット型個室）負担限度額※3	設定不要
52		居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額※3	設定不要
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3	設定不要
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3	設定不要
55		居住費（多床室）負担限度額※3	設定不要
:		インタフェースの提供は不要	
74	特定入所者介護サービス	居住費（新1）負担限度額※11 食費負担限度額（短期入所サービス）※14	設定不要
75		居住費（新2）負担限度額 居住費（未使用1）負担限度額※11	設定不要
76		居住費（新3）負担限度額 居住費（未使用2）負担限度額※11	設定不要
:			

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(4) ケース4：広域連合内市町村の他の市町村への編入

(政令市においては行政区の他の行政区への編入)

ケース4では広域連合の保険者から受給者および個人番号の証記載保険者番号を変更する情報のみ必要となります。

編入する広域連合内の市町村および編入先の市町村からのインタフェースの提供は不要です。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の市町村が設定する内容
:			
<u>25</u>	<u>要介護1受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	インタフェースの提供は 不要
<u>26</u>	<u>要介護2受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>27</u>	<u>要介護3受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>28</u>	<u>要介護4受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	
<u>29</u>	<u>要介護5受給者 実施区分※1</u>	<u>設定不要</u>	

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・ 受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入前の市町村および編入先の市町村が設定する内容	広域連合の保険者が設定する内容
：			
50	食費負担限度額（施設サービス）※3	インターフェースの提供は不要	設定不要
51	居住費（ユニット型個室）負担限度額※3		設定不要
52	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額※3		設定不要
53	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額※3		設定不要
54	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額※3		設定不要
55	居住費（多床室）負担限度額※3		設定不要
：			
74	居住費（新1）負担限度額※11 食費負担限度額（短期入所サービス）※14	インターフェースの提供は不要	設定不要
75	居住費（新2）負担限度額 居住費（未使用1）負担限度額※11		設定不要
76	居住費（新3）負担限度額 居住費（未使用2）負担限度額※11		設定不要
：			

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(5) ケース5：市町村の広域連合への編入

(政令市においては市町村から行政区として政令市への編入)

ケース5では編入する市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の「終了」情報と、編入される広域連合から構成市町村の「変更」情報および受給者、個人番号の新規登録情報が必要となります。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
：			
25	要介護1受給者 実施区分※1	設定不要	要介護1受給者 実施区分を設定する
26	要介護2受給者 実施区分※1	設定不要	要介護2受給者 実施区分を設定する
27	要介護3受給者 実施区分※1	設定不要	要介護3受給者 実施区分を設定する
28	要介護4受給者 実施区分※1	設定不要	要介護4受給者 実施区分を設定する
29	要介護5受給者 実施区分※1	設定不要	要介護5受給者 実施区分を設定する

※編入先後で証記載保険者番号が変わらない場合は提出不要

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	編入する市町村が設定する内容	編入先の広域連合が設定する内容
:			
50	食費負担限度額(施設サービス)※3	設定不要	食費負担限度額(施設サービス)を設定する(省略可)
51	特定入所者介護サービス 居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)
52	居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(ユニット型個室の多床室)負担限度額を設定する(省略可)
53	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する(省略可)
54	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額※3	設定不要	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する(省略可)
55	居住費(多床室)負担限度額※3	設定不要	居住費(多床室)負担限度額を設定する(省略可)
:			
74	特定入所者介護サービス 居住費(新1)負担限度額※11 食費負担限度額(短期入所サービス)※14	設定不要	居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額(短期入所サービス) を設定する(省略可)
75	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額※11	設定不要	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額 を設定する(省略可)
76	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額※11	設定不要	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額 を設定する(省略可)
:			

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

(6) ケース6：広域連合からの脱退による市町村の新設

(政令市においては行政区から市町村の新設)

ケース6では新たに設立される市町村から保険者、市町村固有情報、地域密着型サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード、受給者および個人番号の新規登録情報と広域連合から、脱退する市町村の情報および受給者、個人番号の「終了」情報が必要となります。

② 設定する項目の内容

・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
：			
25	要介護1受給者 実施区分※1	要介護1受給者 実施区分を設定する	設定不要
26	要介護2受給者 実施区分※1	要介護2受給者 実施区分を設定する	設定不要
27	要介護3受給者 実施区分※1	要介護3受給者 実施区分を設定する	設定不要
28	要介護4受給者 実施区分※1	要介護4受給者 実施区分を設定する	設定不要
29	要介護5受給者 実施区分※1	要介護5受給者 実施区分を設定する	設定不要

※編入先後で証記載保険者番号が変わらない場合は提出不要

※1 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

・受給者異動連絡票情報

項番	項目名	新設された市町村が設定する内容	広域連合が設定する内容
:			
50	食費負担限度額(施設サービス)※3	食費負担限度額(施設サービス)を設定する(省略可)	設定不要
51	特定入所者介護サービス 居住費(ユニット型個室)負担限度額※3	居住費(ユニット型個室)負担限度額を設定する(省略可)	設定不要
52	居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額※3	居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額を設定する(省略可)	設定不要
53	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額※3	居住費(従来型個室(特養等))負担限度額を設定する(省略可)	設定不要
54	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額※3	居住費(従来型個室(老健、療養等))負担限度額を設定する(省略可)	設定不要
55	居住費(多床室)負担限度額※3	居住費(多床室)負担限度額を設定する(省略可)	設定不要
:			
74	特定入所者介護サービス 居住費(新1)負担限度額※11 食費負担限度額(短期入所サービス)※14	居住費(新1)負担限度額 食費負担限度額(短期入所サービス) を設定する(省略可)	設定不要
75	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額※11	居住費(新2)負担限度額 居住費(未使用1)負担限度額 を設定する(省略可)	設定不要
76	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額※11	居住費(新3)負担限度額 居住費(未使用2)負担限度額 を設定する(省略可)	設定不要
:			

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※11 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※14 処理年月が2021年5月以降の場合、異動年月日が2021年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2021年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

3. 外部インタフェース仕様(2021年9月以降出力分に対する連合会の対応)

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	2021年9月以降出力分に対する連合会の対応	
				2021年8月以前の情報	2021年9月以降の情報
共通	＝	＝	・コード内容の変更あり	＝	＝
保険者	・介護給付費資格照合表情報	追加なし	・レイアウト変更なし(明細レコードの「食費負担限度額」の出力について説明を追加)	・入力に応じて出力する	・入力に応じて出力する
	・高額介護サービス費給付対象者一覧表情報 ・高額介護サービス費給付対象者一覧表情報(総合事業)	追加なし	・レイアウト変更なし(備考の出力内容に変更あり)	・入力に応じて出力する	・入力に応じて出力する
	・共同処理用受給者異動連絡票情報(高額介護サービス費支給処理情報) ・共同処理用受給者訂正票情報(高額介護サービス費支給処理情報)	追加なし	・レイアウト変更あり ・世帯所得区分コード、所得区分コードのコード値に追加あり	・新コードが設定されている場合はエラーとする	・異動年月日が2021年8月1日以降、必要に応じて新コードを設定する

4. インタフェース項目（2021年9月以降出力分に対する連合会の対応）

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書 共通編】

1 インタフェース規定

1. 4 コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
2 1	世帯所得区分コード	数字	1	世帯の所得区分コード 1:一般 2:市町村民税世帯非課税者等 3:生活保護 <u>4:現役並み所得相当</u> <u>4:現役並み所得相当 I</u> <u>5:現役並み所得相当 II</u> <u>6:現役並み所得相当 III</u>
2 2	所得区分コード	数字	1	個人の所得区分コード 1:一般 2:市町村民税非課税者等 3:生活保護 <u>4:現役並み所得相当</u> <u>4:現役並み所得相当 I</u> <u>5:現役並み所得相当 II</u> <u>6:現役並み所得相当 III</u>

【インタフェース仕様書 保険者編】

2 審査支払業務

2.3 項目説明

2.3.5 介護給付費給付実績情報

(2) 介護給付費資格照合表情報

・明細レコード

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
24	食費負担限度額	数字	4	被保険者の食費負担限度額（施設サービス）または食費負担限度額（短期入所サービス）を出力する	※6 ※S
25	居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	4	被保険者の居住費（ユニット型個室）負担限度額を出力する	※S
26	居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額	数字	4	被保険者の居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額を出力する	※S
27	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	4	被保険者の居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を出力する	※S
28	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	4	被保険者の居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を出力する	※S
29	居住費（多床室）負担限度額	数字	4	被保険者の居住費（多床室）負担限度額を出力する	※S
:					

※6 サービス提供年月が2021年7月以前は食費負担限度額を出力する。サービス提供年月が2021年8月以降は、本体報酬のサービス種類コードが“51”、“52”、“53”、“54”、“55”の場合、食費負担限度額(施設サービス)を出力し、本体報酬のサービス種類コードが“21”、“22”、“23”、“24”、“25”、“26”、“2A”、“2B”の場合、食費負担限度額(短期入所サービス)を出力する。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

【インタフェース仕様書解説書 保険者編】

3. 給付系保険者事務共同処理業務

3. 1 項目設定時の留意事項

3. 1. 9 共同処理用受給者異動連絡票情報

(5) チェック仕様

高額介護サービス費支給処理情報

連番	項目名	キー	項目別妥当性								項目間関連			
			01	02	03	04	05	06	07	08	01	02	03	
			必須項目検査	数値検査	半角条件検査	全角条件検査	日付妥当性検査	コード検査	特殊検査	範囲検査	項目関連検査	数値比較検査	日付比較検査	
1	交換情報識別番号		◎						◎					
2	異動年月日	主キー	◎	◎				◎				①		
3	異動区分コード		○	○					○					
4	異動事由		○	○					○					
5	証記載保険者番号	主キー	◎	◎								②		
6	被保険者番号		◎	◎								③		
7	世帯主被保険者番号 (世帯集約番号)		○	○						○*1				
8	世帯所得区分コード		○	○					○					④
9	所得区分コード		○	○					○					④
10	高齢福祉年金受給の有無		○	○					○					
11	利用者負担第2段階		○	○					○					
12	支給申請書出力の有無			○					○					

【補足説明】

(1) 項目別妥当性及び項目間関連検査に付された * n の説明

* 1 : 「世帯主被保険者番号 (世帯集約番号)」のフォーマット検査

世帯主被保険者番号 (世帯集約番号) がゼロ10桁 (000000000) 以外であること。

(2) 項目間関連検査の説明

① : 「異動年月日」

「異動年月日」が、受給者台帳の「認定有効期間 (開始年月日)」の年月と「認定有効期間 (終了年月日)」の年月の範囲内であること。

② : 「証記載保険者番号」

「証記載保険者番号」が保険者台帳または広域連合・行政区台帳に存在していること。
存在している場合、以下のチェックを行っている。

③：「被保険者番号」

「被保険者番号」が受給者台帳に存在し、「証記載保険者番号」が一致していること。

④：「世帯所得区分」「所得区分」

「世帯所得区分」「所得区分」に「5：現役並み所得相当Ⅱ」または「6：現役並み所得相当Ⅲ」の設定を行う場合、異動年月日が2021年8月以降であること。

3. 2. 6 高額介護サービス費給付対象者一覧表情報

(1) 明細レコード

① 項番 3 「No.」

世帯合算による高額介護サービス費支給の対象となった場合でも、同一世帯の個々の受給者が支給対象となれば異なる「No.」が付与される。よって、高額介護サービス費給付のお知らせ情報及び高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報も個々の受給者に対して作成される。

② 項番 3 「No.」、4 「被保険者番号」、5 「被保険者氏名（漢字）」、6 「サービス提供年月」
同一被保険者内で明細レコードが複数存在している場合でも、データとしては出力されている。（データが省略されているわけではなく、帳票印刷時に空白としている）

③ 項番 1 1 「サービス費用合計額」

保険給付額と利用者負担額を合算した値が出力される。出来高分の給付実績がある場合、出来高分を含む。

④ 項番 1 2 「利用者負担額」

高額介護サービス費の対象となる費用（居宅介護サービス費等）のサービス種類ごとの利用者負担額が出力される。

⑤ 項番 1 3 「備考」

略号の組み合わせで出力される。

略号の種類

現：所得区分が“現役並み所得相当”である

I：所得区分が“現役並み所得相当Ⅰ”である

Ⅱ：所得区分が“現役並み所得相当Ⅱ”である

Ⅲ：所得区分が“現役並み所得相当Ⅲ”である

般：所得区分が“一般”である

市：所得区分が“市町村民税非課税者等”である

生：所得区分が“生活保護”である

老：“老齢福祉年金受給者”である

単：被保険者単独で高額支給額が計算されている

合：世帯合算で高額支給額が計算されている

2：“利用者負担第2段階該当者”である

自：高額介護サービス費自動償還の対象である

緩1：利用者負担第1段階の激変緩和措置対象者である

緩2：利用者負担第2段階の激変緩和措置対象者である

(出力例 1) 世帯の所得区分が“市町村民税非課税者等”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
老齢福祉年金受給者ではない
利用者負担第 2 段階該当者である
高額介護サービス費自動償還の対象である
↓
“市, 市, 合, 2, 自”
“, ” は全角カンマ

(出力例 2) 世帯の所得区分が“市町村民税非課税者等”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
老齢福祉年金受給者である
利用者負担第 2 段階該当者でない
高額介護サービス費自動償還の対象である
↓
“市, 市, 合, 老, 自”

(出力例 3) 世帯の所得区分が“一般”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
利用者負担第 2 段階の激変緩和措置対象者
高額介護サービス費自動償還の対象である
↓
“般, 市, 合, 緩 2, 自”

全ての明細レコードに上記例の形式で出力される。

- ⑥ 被保険者、サービス提供月、事業所、サービス種類単位にレコードが出力される。
また、これらの項目によりレコードを特定できる。

3. 2. 6-2 高額介護サービス費給付対象者一覧表情報（総合事業）

(1) 明細レコード

① 項番3「No.」

世帯合算による高額介護サービス費支給の対象となった場合でも、同一世帯の個々の受給者が支給対象となれば異なる「No.」が付与される。よって、高額介護サービス費給付のお知らせ情報及び高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報も個々の受給者に対して作成される。

② 項番3「No.」、4「被保険者番号」、5「被保険者氏名（漢字）」、6「サービス提供年月」
同一被保険者内で明細レコードが複数存在している場合でも、データとしては出力されている。（データが省略されているわけではなく、帳票印刷時に空白としている）

③ 項番11「サービス費用合計額」

保険給付額と利用者負担額を合算した値が出力される。

④ 項番12「利用者負担額」

高額介護サービス費相当事業の対象となる費用（訪問型サービス等）のサービス種類ごとの利用者負担額が出力される。

⑤ 項番13「備考」

略号の組み合わせで出力される。

略号の種類

現：所得区分が“現役並み所得相当”である

I：所得区分が“現役並み所得相当Ⅰ”である

Ⅱ：所得区分が“現役並み所得相当Ⅱ”である

Ⅲ：所得区分が“現役並み所得相当Ⅲ”である

般：所得区分が“一般”である

市：所得区分が“市町村民税非課税者等”である

生：所得区分が“生活保護”である

老：“老齢福祉年金受給者”である

単：被保険者単独で高額支給額が計算されている

合：世帯合算で高額支給額が計算されている

2：“利用者負担第2段階該当者”である

自：高額介護サービス費自動償還の対象である

緩1：利用者負担第1段階の激変緩和措置対象者である

緩2：利用者負担第2段階の激変緩和措置対象者である

(出力例 1) 世帯の所得区分が“市町村民税非課税者等”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
老齢福祉年金受給者ではない
利用者負担第 2 段階該当者である
高額介護サービス費自動償還の対象である

↓

“市, 市, 合, 2, 自”
“, ” は全角カンマ

(出力例 2) 世帯の所得区分が“市町村民税非課税者等”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
老齢福祉年金受給者である
利用者負担第 2 段階該当者でない
高額介護サービス費自動償還の対象である

↓

“市, 市, 合, 老, 自”

(出力例 3) 世帯の所得区分が“一般”
個人の所得区分が“市町村民税非課税者等”
世帯合算
利用者負担第 2 段階の激変緩和措置対象者
高額介護サービス費自動償還の対象である

↓

“般, 市, 合, 緩 2, 自”

全ての明細レコードに上記例の形式で出力される。

- ⑥ 被保険者、サービス提供月、事業所、サービス種類単位にレコードが出力される。
また、これらの項目によりレコードを特定できる。